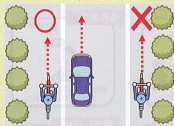


道路交通法の一部が改正されました!

改正1 自転車で路側帯を通行する場合左側の路側帯に限定されました!

★改正前は、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯どちらも通行することができましたが、改正後は、左側の路側帯しか通行できません。

路側帯の通行方法



路側帯の種類

○自転車が行きできる路側帯



○自転車が行きできない路側帯



★白の二本線で示された路側帯は歩行者専用です。

右側の路側帯を通行した場合... **3月以下の懲役
または5万円以下の罰金**
左側の路側帯通行中に歩行者の通行を妨げた場合... **2万円以下の罰金
または料料**

改正2

警察官による運転中止命令などブレーキ不良自転車に対する指導が強化されました!

★警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ（制動装置）を備えていないと認められる自転車を停止させ、その自転車のブレーキについて検査することができま。

★ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転中止を命じることができま。

警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると...



京都府道路交通規則一部改正

携帯電話等を使用しながら運転

イヤホン等で大音量の音楽を聴きながら運転

交通事故につながる危険な行為を禁止するため、京都府道路交通規則が一部改正され罰則規定が設けられました。

5万円以下の罰金

①携帯電話を使用しながら運転
(5万円以下の罰金)

②イヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞きながら運転
(5万円以下の罰金)

京都府道路交通規則第12条

京都府警察

あなた自身、そして周りの人の未来を守るため、自転車を安全に利用しましょう。

自転車は車両です

交通違反や交通事故を起こすと、刑罰を受けたり、損害賠償の責任を負うことがあります。

* 刑罰…懲役、禁錮、罰金等のことです。



自転車の主な違反

酒酔い運転

道路交通法
第65条第1項



罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

制動装置不良

道路交通法
第63条の9第1項



罰則 5万円以下の罰金

信号無視

道路交通法
第7条



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

右側通行

道路交通法
第17条第4項



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

指定場所一時不停止

道路交通法第43条



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

傘さし運転

道路交通法第71条第6号
京都市道路交通規則第12条第9号



罰則 5万円以下の罰金

二人乗り

道路交通法第57条第2項
京都府道路交通規則第9条第1号



罰則 2万円以下の罰金
又は料料

無灯火

道路交通法
第52条第1項



罰則 5万円以下の罰金

通行禁止違反

道路交通法
第8条第1項



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

携帯電話等の使用

道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第12号



罰則 5万円以下の罰金

イヤホン・ヘッドホン等の使用

道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第13号



罰則 5万円以下の罰金

児童、幼児の
皆さんは車専用
ヘルメットを
着用しよう！

